

全国聴覚・ろう重複児施設協議会会則（案）

（名称及び事務局）

第1条 本会は、全国聴覚・ろう重複児施設協議会（略称：全聴児協）と称する。

第2条 本会の事務局は、聴覚・ろう重複センターつくしっこに置く。

〒464-0851 愛知県名古屋市千種区今池南 30 番の 2 号

川島第三ビル 1 - A

（目的）

第3条 本会は、聴覚障害児及びろう重複障害児（以下、聴覚・ろう重複児）が利用するデイサービス等の施設が相互に連携と親睦をはかり、聴覚・ろう重複児福祉の向上に寄与することを目的とする。

（会 員）

第4条 本会は、聴覚・ろう重複児が利用するデイサービス等の福祉施設で、本会の趣旨に賛同する施設をもって組織する。

第5条 前条の組織団体は、役員会の議決を経て加盟及び脱退する。

（事 業）

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）聴覚・ろう重複児の福祉等に関する施策の調査研究
- （2）会議・研修会等の開催及び後援
- （3）聴覚・ろう重複児に関する諸施策に対する協力
- （4）その他本会の目的達成に必要な事業

（役 員）

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

監 事 1名

2 委員の任期は2年間とする。ただし、留任は妨げない。

（顧 問）

第8条 顧問は、総会の承認を経て、会長がこれを委嘱することができる。

（総 会）

第9条 総会は年1回総会を開催する。ただし、この限りではない。

（会 費）

第10条 本会の会費は、年額 5000 円とする。

（会 計）

第11条 本会の会計は、事務局が管理する。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（専 決）

第13条 緊急を要する場合及び会則に定めない事項については、会長の専決とし、事後すみやかに会員に報告するものとする。

（雑 則）

第14条

- 1 この会則の改廃は、協議会の会員の過半数により行なう。
- 2 この会則は、2015年3月15日から施行する。

全国聴覚・ろう重複児施設協議会 施設一覧

現在2015年3月15日

開設年月	事業所名	施設長等	定員	児童発達支援	放課後等デイ	〒	住所	TEL	FAX
2013年4月	クラブかたつむり	藤江あや子	10		○	185-0032	東京都国分寺市日吉町4-29-12	042-401-0380	042-401-0380
2003年6月	聴覚・ろう重複センター つくしっこ	安藤葵	10	○	○	464-0851	愛知県名古屋千種区今池南30番 2号 川島第三ビル1-A	052-734-9015	052-734-9211
2014年4月	聴覚・ろう重複センター茜	岩瀬真	10	○	○	444-0075	愛知県岡崎市伊賀町字6丁目47	0564-83-8506	0564-83-8506
2010年4月	聴覚・ろう重複センター楓	渡邊健二	20	○	○	441-8038	愛知県豊橋市堂坂町13番地	0532-39-6209	0532-39-6209
2013年3月	京都聴覚障害児 放課後等デイサービス「にじ」	加藤桂子	10		○	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町 下る中之町519京都社会福祉会館3	075-406-7530	075-406-7531
2012年4月	舞鶴市聴覚障害児 放課後等デイサービス「さくら」	今西和弘	10	○	○	625-0083	京都府舞鶴市余部上2-9舞鶴市障 害者総合支援センター内	0773-64-3911	0773-64-3912
2013年5月	放課後デイサービス 手と手の広場	西川菊美	10		○	730-0825	広島県広島市中区光南2丁目10- 8西本ビル1F	082-569-9868	082-569-9868
2012年7月	放課後等デイサービス事業所 「デフキッズ」	澤田利江	20		○	890-0014	鹿児島県鹿児島市草牟田2-31-2	099-225-0615	099-201-3192